

「オフセット・クレジット（J-VER）制度における温室効果ガス（GHG） 妥当性確認及び検証機関の暫定的な登録要件」における臨時措置について

平成 25 年 3 月 29 日
環境省

オフセット・クレジット（J-VER）制度（以下「本制度」という。）では、妥当性確認及び検証機関の登録要件を“オフセット・クレジット（J-VER）制度における温室効果ガス（GHG）妥当性確認及び検証機関の暫定的な登録要件について”にて規定しており、暫定措置の適用期間について以下のとおり定めている。

「(略)我が国における IAFMLA メンバーによる、JIS Q 14064-2 に対応する JIS Q 14065 認定事業（以下「JIS Q 14065 認定事業」という。）開始日より 2 年を経過した認定分野の機関登録要件に関しては、暫定措置を終了し、当該認定分野における JIS Q 14065 認定を取得した機関であることを登録要件とするが、JIS Q 14065 認定事業の進捗を踏まえ適宜改訂することがある。」

上記の規定に基づき、現在の JIS Q 14065 認定事業の進捗状況に鑑み、暫定措置の適用期間について、本日より以下の臨時措置を講じる。

1. GHG の削減プロジェクト（工業プロセス）及び GHG の削減プロジェクト（家畜）

- ・本制度における認証業務の終了日まで“オフセット・クレジット（J-VER）制度における温室効果ガス（GHG）妥当性確認及び検証機関の暫定的な登録要件”の適用期間を延長する。

2. GHG の吸収プロジェクト（森林）

- ・当該認定分野における JIS Q 14065 認定を取得し、本臨時措置適用日以降に本制度における妥当性確認及び検証機関として新たな機関が登録される日まで、“オフセット・クレジット（J-VER）制度における温室効果ガス（GHG）妥当性確認及び検証機関の暫定的な登録要件”の適用期間を延長する。
なお、2. 暫定的な妥当性確認・検証機関の登録効力についての適用期間は本制度における認証業務の終了日までとする。

以上